

# 水谷 寶清寺

## お盆の知らせ

七月十三日、十六日はお盆です。当山では、七月十四日、十一時より

本堂でお檀家の皆様方合同の施餓鬼法要を厳修致します。

ご先祖の供養のため是非ご出席をお勧め致します。法要終了後、お斎(お弁当)の用意があります。

一般的に、お檀家になると、多額の強制的な寄附の依頼があったり、お寺とおつき合いが大変だから檀家にならないという方があります。しかし、現当山住職は平成二年八月、住職に任命されてより、住職としてお檀家の皆様や橋墓苑使用の方々に寄附等、経済的負担を掛けない方針で、寺院運営を行っております。

具体的にはお檀家の方も他宗の方も、同じ、年間一万二千円の管理料を納めて戴くだけで運営しております。当山の場合、お檀家とお檀家ではない違いは、当山住職が葬儀や法事を勤めるかそうでないかの違い。又、お檀家でないとお盆が使用出来ないことや、たばな会館等の使用料がお檀家の方が安く使用できる程度の違いです。出入りの石材業者に、「墓地を求めていらっしやうった方々に、当山の趣旨を良く説明して欲しい。」と、お願いしてありましたが、最近になって、他寺院と違う当山の方針を良く理解されていなかったり、間違えて理解され

ている方がありますが、当山の運営趣旨をご理解の上、ご先祖の宗廟に拘らず葬儀や法事等の打ち合わせをお願い致します。

当山では、橋墓苑を使用している方々に対し、年間一万二千円の管理料を会計年度に合わせ、その年の四月から翌年の三月まで前納して戴いております。現在の納入方法は、新年度に入る前の三月春彼岸前に発送している、「たばな新聞」に管理料納入の振込用紙を同封し、納めて戴いております。今年も、管理料を持参して納める方が多くありましたが、持参して納めにいらっしやうった方々から、「管理料を銀行からの引き落としにして欲しい。」との声が多く寄せられました。当山では、皆様の声を受けて、管理料の自動引き落としの方法を銀行と郵便局の担当者と相談しました。銀行の場合、墓地を使用されている方々の金融機関が同一でないと難しいけれど、信販会社を通す方法である。

## 管理料の自動引き落とし

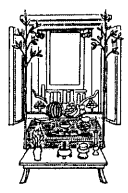
お釈迦様の言葉に、「汝等 但 將に勤めて之を行ふべし。汝等比丘、常に心に一心にして空しく死せば、後に悔いあることを致さん。汝等比丘、常に心に一心に出 道を勤求すべし。是れ我が最後の教誨する所なり。」お釈迦様は、おさとりを開かれてから、四十五年の間、この世の道理にもとづいて教えをお示しになりました。その教えは俗に八万四千の法門といわれています。大人には大人、子供には子供の身近に起こる出来事を例にとってお話をされました。このようにして残された教えがお経です。私達は、その教えのすべてを学ぶことは出来ませんが、それを少しでも学び、身につけようと実践するのが、念仏、唱題、坐禅、読経などの行です。その功德(果報・利益)は求めて得られるものではなく、無心に怠りなくつとめることによって初めてえられるものだと思います。この世は無常であり、一刻も止まることはありません。限りある生命を静に受け止めて、正しい念に生きたいものです。

## 「お釈迦様の教え」6 悟りの道にいそしむべし

れば出来ることでした。郵便局の場合は、郵便局に口座のある方は郵便センターで引き落としができるそうです。自動引き落としをされる場合、郵便局に口座を持っていない方については、新たに郵便局に口座を作った必要が起こってきます。総代の皆様とも相談の結果、郵便局に口座をお持ちの方は多いのではないかと判断から、郵便局にお願いする事に致しました。

自動引き落としにした場合考えられるメリットは、引き落としに掛かる費用は寺が負担致しますので、皆様には管理料一万二千円に掛かる手数料の負担がなくなります。同時に、何時まで支払ったか心配する必要がなくなります。八月頃に自動引き落としの手続用紙を同封して発送させていただきます。

その折には、全員のご協力を、お願い致します。



## お盆の棚経

1、お盆の棚経

お盆には、精霊がお宅に帰ってくるのを重く伝えから、棚経といって、お盆の時期に、お寺からご自宅へ伺って、先祖の霊にお経を差し上げる習慣があります。(本堂で新盆のお経を希望される方もあります。)

当山では、お檀家数が多い関係もあって、昔から毎年棚経に伺っているお宅・新盆の仏様がいらっしやうるお宅を中心に、お棚経に伺っております。新盆のお宅には事前にお知らせを伺うようにしております。今年も従来通りの方法で棚経に伺いますが、新たにご希望される方は管理事務所までお申し出下さい。

2、身延山五重塔

再建寄附について

この度、身延山久遠寺の法主様が、落雷と火災により焼失した五重塔を身延山に再建したいと発願され、当山にも浄財の寄付依頼が参りました。世界が闘争の極にあり、日本も又、人心混乱の渦中にある時、大変意義のある奉仕と考え、住職として、寄附することを考えております。つきましては、この計画趣旨に賛同の方がありましたら、住職まで、お申し出下さるようお願い致します。寄附受付期間は平成二十一年三月までです。

3、秋川仏教会

田参旅行について

今年の、秋川仏教会主催田参旅行は、沖縄方面です。日時は、十一月四日(木)から十一月六日(土)まで、費用は、約九万円(当山からバスで羽田飛行場までの送迎を含めた総での費用です。)住職も参加致します。参加ご希望の方は当山事務所まで、お申し込み下さい。